

屋外広告物における許可の未更新について

建設部

1 屋外広告物許可の概要

広告板やネオンサインなどの屋外広告物は、千葉県屋外広告物条例に基づいて、都市の美観や風致の維持及び公衆に対する危害防止を目的に、屋外広告物の規制を行っている。

許可地域で許可基準に適合した屋外広告物を設置する者には、3年以内の期間を定めて許可書が交付される。

また、許可期間を更新する者は、期間満了の2週間前までに更新の手続をしなければならないものと規定されており、許可書に記載している。

この事務は、現在千葉県から権限移譲を受けている。

許可地域：都市計画区域（第1種低層住居専用地域を除く。）、国道410号線の一部、
県道千葉鴨川線

禁止地域：館山自動車道及び君津インターチェンジ周辺、房総スカイライン、緩衝緑地及びその周辺、第1種低層住居専用地域

2 許可の状況

過去の台帳やデータをもとに現地調査を実施したところ、下記の表のとおり、期限切れ104件が確認された。

種別	件数
許可申請	306件
除却済	146件
許可期間中	56件
期限切れ(要許可申請)	104件

3 今後の対応

- (1) 許可期限切れの設置者に対し、許可申請の手続を指導する。
- (2) 広報きみつ、市ホームページ、パンフレットの配布により、条例の啓発を図る。
- (3) 定期的に許可満了予定者を把握し、更新の事前通知をすることで、許可更新手続等を促す。
- (4) 屋外広告物のパトロールを実施する。